

# 香川高等専門学校毒物劇物取扱規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

**第 1 条** 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における毒物及び劇物の取扱については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）及び他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この規程において、「毒物等」とは、法第 2 条に規定する毒物及び劇物をいう。

(毒劇物管理者)

**第 3 条** 本校に毒物等管理者（以下「管理者」という。）を置き、管理課長をもつて充てる。

2 管理者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 毒物等の総括管理計画に関すること。
- 二 毒物等の事故防止措置に関すること。
- 三 その他毒物等の総括管理に関すること。

(毒物等管理担当者)

**第 4 条** 管理者の事務を補助するため、毒物等管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、本校高松キャンパスにあつては、管理課財務係長、詫間キャンパスにあつては、管理課会計係長をもつて充てる。

(毒物等管理責任者)

**第 5 条** 毒物等を取り扱う学科等ごとに、毒物等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を下表のとおり置く。

学 科 等 名	管 理 責 任 者
各 学 科	各学科長
物 理 科	物理科教員
化 学 科	化学科教員
集積回路実験室（詫間キャンパス）	集積回路実験室長
各 課	各課長

(管理の方法)

**第 6 条** 管理責任者は、次の各号に基づき毒物等を管理しなければならない。

- 一 毒物等は、一般薬品と別に保管することとし、常時施錠の行える専用保管庫に保管しなければならない。
- 二 保管庫の錠の開閉及び毒物等の出し入れは、自ら又は指示した者が行うものとし、錠は責任をもつて保管しなければならない。
- 三 保管庫及び容器には法の定めるところにより外部から識別できるよう「医薬用外」の文字及び「毒物」(赤字に白)又は「劇物」(白地に赤)の文字を報じしなければならない。

(受払いの記録)

**第7条** 管理責任者は、毒物等の品目毎に、毒物等受払簿（以下「受払簿」という。）により、毒物等の在庫量及び使用量を記録しなければならない。

(管理責任者・使用者の遵守事項)

**第8条** 管理責任者並びに毒物等の使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 毒物等の使用者は、毒物等を本校における業務以外の目的及び本校以外で使用してはならない。
- 二 管理責任者は、本校以外の者に毒物等を払い出してはならない。
- 三 管理責任者は、管理している毒物等の数量を定期的に受払簿と照合し確認しなければならない。
- 四 管理責任者は、毒物等（毒物等を含有するものを含む。）が飛散し、漏出し、流出し、若しくは染み出だし又は地下に染みこむことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(異常時の措置)

**第9条** 管理責任者は、その所有する毒物等の管理に異常を認めたときは、状況に応じ必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査)

**第10条** 管理者は、毒物等の管理の状況について定期的（年1回以上）に点検し、その結果を校長に報告するものとする。

(是正改善の措置)

**第11条** 管理責任者は、前条の点検の結果、改善指導が行われた場合は、これに従わなければならない。

## 附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

